四　世帯数及び住宅戸数、住宅の規模その他の住宅事情
五　建築物の用途、構造、建築面積、延べ面積及び高さ
六　都市施設の位置、利用状況及び整備の状況
七　国有地及び公有地の位置、区域、面積及び利用状況
八　土地の自然的環境
九　宅地開発の状況及び建築の動態並びに低未利用土地及び空家等の状況
十　災害の発生状況並びに防災施設の位置及び整備の状況
十一　都市計画事業の執行状況
（削る）
十二　地域の特性に応じて都市計画策定上必要と認められる事項
（準都市計画区域についての基礎調査の項目）

第六条の二　法第六条第二項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　世帯数及び住宅戸数、住宅の規模その他の住宅事情
二　建築物の用途、構造、建築面積、延べ面積及び高さ
三　土地の自然的環境
四　宅地開発の状況及び建築の動態
（削る）
五　地域の特性に応じ都市計画策定上必要と認められる事項
（基礎調査の結果の通知の方法）

第六条の三　法第六条第四項の規定による通知は、基礎調査の終了後、遅滞なく、基礎調査の結果及びその概要を記載した書面を送付して行わなければならない。

2　前項の規定による書面の送付は、書面に代えて電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十九条の十において同じ。）に係る記録媒体をいう。）を使用して行うことができる。
（基礎調査の結果の公表）

第六条の四　国土交通大臣は、法第六条第五項の報告を受けたときは、その報告を受けた基礎調査の結果を公表するよう努めなければならない。

2　前項の結果を公表するに当たつては、個人情報の保護に留意しなければならない。
（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十九条の十　登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録講習機関の事務所に備えて置かなければならない。

2・3　（略）

四　世帯数及び住宅戸数、住宅の規模その他の住宅事情
五　建築物の用途、構造、建築面積及び延べ面積
六　都市施設の位置、利用状況及び整備の状況
七　国有地及び公有地の位置、区域、面積及び利用状況
八　土地の自然的環境
九　宅地開発の状況及び建築の動態
十　公害及び災害の発生状況
十一　都市計画事業の執行状況
十二　レクリエーション施設の位置及び利用の状況
十三　地域の特性に応じて都市計画策定上必要と認められる事項
（準都市計画区域についての基礎調査の項目）

第六条の二　法第六条第二項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　世帯数及び住宅戸数、住宅の規模その他の住宅事情
二　建築物の用途、構造、建築面積及び延べ面積
三　土地の自然的環境
四　宅地開発の状況及び建築の動態
五　公害の発生状況
六　地域の特性に応じ都市計画策定上必要と認められる事項
（基礎調査の結果の通知の方法）

第六条の三　法第六条第四項の規定による通知は、基礎調査の終了後、遅滞なく、基礎調査の結果及びその概要を記載した書面を送付して行わなければならない。
（新設）

（新設）
（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十九条の十　登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録講習機関の事務所に備えて置かなければならない。

2・3　（略）